

第1章 ハローワーク（公共職業安定所）からのお願い

事業所の雇用保険の事務担当者の皆さま方には、雇用されている労働者の方の雇用保険にかかわる手続や労働保険料の納付をはじめ、さまざまな事務手続をお願いすることとなりますので、この冊子を、積極的かつ有効にご活用いただき、制度の円滑な運営についてご理解いただくとともに、適切な届出にご協力をお願いいたします。

この冊子を作成するに当たって、できるだけ分かりやすく、説明漏れのないように心掛けましたが、ご不明な点などがありましたら、事業所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせください。

1 雇用保険関係におけるオンライン・システムによる事務処理

雇用保険関係の事務処理は、全国をオンラインで結ぶ「ハローワークシステム」により、各種届出書類の内容をそのまま機械（OCR）で読み取り処理を行っています。

雇用保険関係の各種届出について、とても便利な電子申請を利用する事業主の方が年々増えていますので、来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、便利な電子申請の利用をご検討ください（詳細は191ページ参照）。

- ◇ 電子申請なら、24時間、365日、いつでも申請可能です。
- ◇ 電子申請なら、窓口での提出のように、待ち時間がかかりません。
- ◇ 電子申請なら、来所する手間も、郵送費用もかかりません。
- ◇ 電子申請なら、個人情報の持ち運びがなく、情報管理の安全性が高まります。

雇用保険手続においては、個人情報を取り扱いますので、個人情報漏洩リスクの高まる郵送による提出はご遠慮いただきますようお願いいたします。

※やむを得ず郵送による場合は書留等の記録付郵便により、返信用封筒（書留等の記録付郵便によることとした場合の切手を貼付の上、宛名を記載）を同封いただくようお願いいたします。

なお、ハローワークにおいては、雇用保険適用窓口（※）の来所による受付を16時までとし、16時以降は電子申請による申請・届出の集中処理を行うこととしています。
（※）事業主などが行う申請・届出（事業所・被保険者関係手続、雇用継続給付関係手続）が対象となります。16時を過ぎてお持ちいただいた場合、即時処理ができませんのでご了承ください。

2 届出書類の記載方法などの注意事項

雇用保険の各種届出書類は、機械（OCR）に直接読み取らせて処理を行いますので、
□□□□の記入枠の部分は、鉛筆（HB程度）を使用してください。

それ以外の部分はボールペン・ゴム印等を使用してください。

文字は標準字体のカタカナ、アラビア数字、「ー」記号（長音またはハイフン）を使用し、枠からはみ出さないようになるべく大きく、丁寧に書いてください。「ッ」などの促音、「ャ」などの拗音も、大きく書いてください。

濁点、半濁点は、1文字と同様に取扱い、また、「ヰ」「ヱ」の場合には、それぞれ「イ」「エ」を使用してください。

例 札幌→

サ	ツ	ホ	°	ロ
---	---	---	---	---

 東京→

ト	ウ	キ	ヨ	ウ
---	---	---	---	---

静岡→

シ	ス	°	オ	カ
---	---	---	---	---

 兵庫→

ヒ	ヨ	ウ	コ	°
---	---	---	---	---

生年月日や被保険者となった年月日等を記入する際、年、月、日が1桁の場合は「0」を付け加えて、必ず2桁で記入してください。

これにより、年月日の記入は常に6つの枠を埋めることとなります。

例 令和6年 9月1日 →

0	6	0	9	0	1
---	---	---	---	---	---

令和6年12月5日 →

0	6	1	2	0	5
---	---	---	---	---	---

書き損じたときは、消しゴムで跡が残らないようにきれいに消し、正しい文字を記入してください。

用紙は、なるべく折り曲げないようにし、やむを得ない場合には、折り曲げマーク（届出書類の左右両端に印刷されている▼ ▼）の位置で折り曲げてください。

また、用紙は汚さないようにしていただくとともに、ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしないでください。

3 ハローワークからお渡しした届出書類等の保管

被保険者に関する届出が行われると、ハローワークは、その者の氏名や生年月日、被保険者番号、事業所番号などが印字された、次回の手続時に必要な用紙をお渡しします（例えば、「雇用保険被保険者資格喪失届」「高年齢雇用継続給付支給申請書」など。）。

これらの用紙は、以下の点に注意して、大切に保管してください。

- ① ホチキスでとめたり、とじ穴をあけたりしない
- ② 折り曲げない。また、角についても折り曲がらないようにする
- ③ 汚さない
- ④ 湿気の多い場所には置かない
- ⑤ 直射日光に当たらないようにする

また、雇用保険の適用に関するその他の用紙についても、未使用のものも含め上記に準じて大切に保管してください。

雇用保険関係の書類は、完結の日（届出等をした日）から次の期間は保管してください。

被保険者に関する書類・・・・・・・・・・ 4年

労働保険に関する書類・・・・・・・・・・ 3年

その他雇用保険に関する書類・・・・・・・・ 2年

（雇用保険法施行規則第 143 条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 72 条）

第2章 雇用保険の適用について

1 適用事業とは

労働者を1人でも雇用する事業は、その業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業となります。

ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とされています。

2 暫定任意適用事業とは

個人経営の農林水産業（農業用水供給事業、もやし製造業を除く。）で、雇用している労働者が常時5人未満の事業は、暫定任意適用事業となります。

ただし、暫定任意適用事業の事業主であっても、雇用する労働者の2分の1以上が加入を希望するときは、労働局長に任意加入の申請を行わなければなりません。認可された場合は加入に同意しなかった労働者も含め、すべて被保険者となります。

3 適用の単位

雇用保険は、経営組織として独立性をもった事業所単位で適用されます。支店や工場などでも、人事、経理、経営管理などの面である程度独立して業務を行っていれば個々に手続を行います。

独立性のない支店等の場合は、ハローワーク（公共職業安定所長）の承認を受けて本社等で一括して手続を行うことになります。

4 労働保険の適用のしくみ

労働保険は事業を単位として適用となりますが、事業の種類により一元適用事業と、二元適用事業に区分され、次のように加入手続や保険料の申告・納付先が異なります。

(1) 一元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告納付等を両保険一本で行う事業で、二元適用事業以外のすべての事業がこれに該当します。

(2) 二元適用事業とは

労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別々に取り扱い、保険料の申告納付等を、それぞれの保険関係ごとに別々に行う事業で、次に該当するものです。

- ① 都道府県および市町村ならびにこれらに準ずるものの行う事業
- ② 農林水産の事業
- ③ 建設の事業
- ④ 港湾労働法の適用される港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）において港湾運送の行為を行う事業

第3章 適用事業所についての諸手続

雇用保険の適用事業所が行わなければならない手続は「雇用保険法」と「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の2つの法律に定められています。

したがって、適用事業所についての提出書類は、雇用保険の（事業所及び被保険者に関する）提出書類と、労働保険の（保険料に関する）提出書類の両方を提出しなければなりません。

また、労働保険の手続については、事業所の事業内容（一元適用事業であるか二元適用事業であるか）によって提出先と提出書類が異なりますのでご注意ください。

なお、雇用保険に関する各種提出書類については、ハローワークにて配付しているほか、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。詳しくは、下記でご確認ください。各種提出書類を印刷する場合は、A4の白色用紙に等倍（倍率100%）で印刷してください。

ハローワークインターネットサービス 帳票一覧

検索



(<https://hoken.hellowork.mhlw.go.jp/assist/001000.do?screenId=001000&action=initDisp>)

1 事業所を新たに設置したとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類…… **「労働保険保険関係成立届」**
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して10日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業の場合は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業の場合は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ・ 提出書類…… **「労働保険概算保険料申告書（納付書）」**
- ・ 提出期日……保険関係が成立した日の翌日から起算して50日以内
- ・ 提出先……次の①または②のとおり
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。
 - ① 一元適用事業の場合
 - 黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業の場合
 - 雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局または金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署または金融機関へ申告、納付してください。
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- ・ 提出書類……………**「雇用保険適用事業所設置届」**
- ・ 提出期日……………適用事業に該当（労働者を雇用する事業を開始）した日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ 持参するもの…次の①～③（②は、原則として登記事項証明書）
 - ① 「労働保険関係成立届」事業主控
 - ② 登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所設置届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、事業許可証、工事契約書、不動産契約書等
なお、事業所の所在地が登記されたものと違っている場合は、公共料金の請求書、賃貸借契約書等の所在地が明記されている書類が別途必要です。
また、必要に応じて、事業実在の確認のため書類の追加依頼や実地調査を行う場合があります。
 - ③ 賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）
- ・ その他の手続……………**雇用保険被保険者資格取得届（または雇用保険被保険者転勤届）を設置届と同時に提出してください。**

【参考】 労務関係の帳簿等について

法令により調製が義務づけられたもの、雇用管理や給与計算に必要なもの等があります。詳細は労働基準監督署へお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| ● 労働者名簿（労働基準法第 107 条） | ● 賃金台帳（労働基準法第 108 条） |
| ○ 氏名・生年月日・住所 | ○ 賃金総額と各種控除額 |
| ○ 雇入れ年月日 | ○ 基本給と諸手当の内訳 |
| ○ 解雇又は退職の年月日及びその事由 | ○ 賃金計算期間 |
| ○ 従事する業務の種類 など | ○ 労働日数・時間数 など |
| ● 出勤簿又はタイムカード | ● 就業規則・給与規定（労働基準法第 2 条、第 15 条、第 89 条） |
| ● 社会保険や労働（労災・雇用）保険の各種手続の事業主控 | ● 労働条件通知書（雇入通知書）（労働基準法第 15 条）又は雇用契約書 |

労働保険概算保険料申告書（一元適用事業）の記入例

①「労働保険番号」
・「労働保険関係成立届」を労働基準監督署に提出すると労働保険番号が割り振られますので、その番号を記入してください。

⑫ 保険料算定基礎額の見込額欄
賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑭ 各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額（⑭欄の「イ」の額）を⑮の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加工して⑭欄の「イ」の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなった額（2期分、3期分、納付回数が2回の場合は2期のみの）を「ロ」欄の「イ」のそれぞれの該当欄に記入します。

⑰「特掲事業」
・「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外の事業は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は78ページ参照）

⑲ 加入している労働保険欄
労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは（イ）と（ロ）を、労災保険のみに加入しているときは（イ）を、雇用保険のみに加入しているときは（ロ）を○で囲みます。

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（平）（1）
労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石川県労働基準監督署 提出用

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第1号 記入に当たって65歳未満（または65歳未満に記入してはいない。65歳への記入は上記の「標準字体」でお願います。）

提出用
令和6年 4月 15日
あて先 〒

① 労働保険関係成立届番号
3 2 7 0 0

② 労働保険関係成立年月日
令和6年 4月 1日

③ 労働保険関係成立場所
石川県 金沢市 〇〇〇〇〇

④ 労働保険関係成立業種
卸売業・小売業

⑤ 労働保険関係成立事業主
株式会社カスミ商店

⑥ 労働保険関係成立事業主代表取締役
千代田カスミ

⑦ 労働保険関係成立事業主代表取締役住所
〒102-8307 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

⑧ 労働保険関係成立事業主代表取締役電話番号
03-XXXX-XXXX

⑨ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

⑩ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

⑪ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

⑫ 保険料算定基礎額の見込額欄
賃金総額の見込額を、1,000円未満の端数を切り捨てて記入します。

⑬ 労働保険関係成立年月日
令和6年 4月 1日

⑭ 各期の納付額を記入します。なお各期納付額は次のようにして算出します。
概算保険料額（⑭欄の「イ」の額）を⑮の納付回数で除し、その額に1円又は2円の端数があるときは、その端数を1期に加工して⑭欄の「イ」の概算保険料額の1期分欄に記入し、端数のなくなった額（2期分、3期分、納付回数が2回の場合は2期のみの）を「ロ」欄の「イ」のそれぞれの該当欄に記入します。

⑮ 納付回数
令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで
令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで

⑯ 労働保険関係成立年月日
令和6年 4月 1日

⑰ 「特掲事業」
・「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外の事業は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は78ページ参照）

⑱ 加入している労働保険欄
労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは（イ）と（ロ）を、労災保険のみに加入しているときは（イ）を、雇用保険のみに加入しているときは（ロ）を○で囲みます。

⑲ 加入している労働保険欄
労災保険と雇用保険の両保険に加入しているときは（イ）と（ロ）を、労災保険のみに加入しているときは（イ）を、雇用保険のみに加入しているときは（ロ）を○で囲みます。

⑳ 労働保険関係成立年月日
令和6年 4月 1日

㉑ 労働保険関係成立場所
石川県 金沢市 〇〇〇〇〇

㉒ 労働保険関係成立業種
卸売業・小売業

㉓ 労働保険関係成立事業主
株式会社カスミ商店

㉔ 労働保険関係成立事業主代表取締役
千代田カスミ

㉕ 労働保険関係成立事業主代表取締役住所
〒102-8307 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階

㉖ 労働保険関係成立事業主代表取締役電話番号
03-XXXX-XXXX

㉗ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉘ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉙ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉚ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉛ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉜ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉝ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉞ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㉟ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊱ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊲ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊳ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊴ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊵ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊶ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊷ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊸ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊹ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊺ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊻ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊼ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊽ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊾ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

㊿ 労働保険関係成立事業主代表取締役氏名
千代田カスミ

⑭ 概算・増加概算保険料額欄
⑫ 保険料算定基礎額の見込額に、⑬ 保険料率を乗じて得た額を、1円未満の端数を切り捨てて記入します。
なお、（イ）及び（ホ）に記入した場合はその合計額を、（ロ）又は（ホ）のどちらか一方に記入した場合はその額を（イ）に記入します。

⑮「法人番号」
・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。
・個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

⑯「保険関係成立年月日」
・「労働保険関係成立届」の⑥欄の日を記入してください。

⑰「事業又は作業の種類」
・事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

⑱ 納付すべき概算保険料が40万円（労災保険又は雇用保険に係る保険関係のみ成立している事業にあてはる20万円）以下で、延納を希望する場合には、保険料の納付回数を記入します。
延納の方法は、保険関係成立の日から4月1日から5月31日までの間は3回、6月1日から9月30日までの間は2回となり、10月1日以降のときは延納は認められません。なお、延納する場合、2期、3期の額に1円又は2円の端数があるときはその額を最初の期に合算します。

⑲ 保険関係成立年月日欄
保険関係が成立した年月日を記入します。

労働保険概算保険料申告書（二元適用事業）の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険（概算・増加概算・確定保険料）申告書
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金
下記の通り申告します。

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0123456789
第3行「記入に当たっては注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR帳への記入は上記の「標準字体」でお願います。

①「労働保険番号」

・「労働保険関係成立届」（事業主控）に記載された番号を記入してください。（ハローワークに「労働保険関係成立届」を提出すると、番号が割り振られます。）

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 入力済確定コード 項1

①労働保険番号 3 1 7 5 9 ②都道府県 石 ③市区町村 綿 ④事業種別 健 ⑤事業区分 救 ⑥事業番号 済 ⑦事業番号 法 ⑧事業番号 一 ⑨事業番号 般 ⑩事業番号 拠 ⑪事業番号 出 ⑫事業番号 金

⑫増加年月日（元号・令和は9） ⑬事業廃止等年月日（元号・令和は9） ⑭事業廃止等理由

⑮常時使用する労働者数 ⑯雇用保険被保険者数 ⑰事業開始年月日 ⑱事業終了年月日 ⑲事業理由コード

労働保険特別会計歳入徴収官殿

②「保険料算定基礎額の見込額」

・保険関係が成立した日から当該年度末（3月31日）までの期間に使用する労働者にかかる賃金支払総額の見込額（1,000円未満切り捨て）を記入してください。

⑦区分 ⑧算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

⑨保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑩保険料率 ⑪概算・増加概算保険料額（⑨×⑩）

⑫事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑬事業主の電話番号（変更のある場合記入） ⑭延納の申請 納付回数 1

⑮申告済概算保険料額 ⑯申告済延納額 ⑰延納の申請 納付回数 1

③「特掲事業」

・「特掲事業」にあたる事業は（イ）を○で囲み、それ以外は（ロ）を○で囲んでください（特掲事業に該当する事業は78ページ参照）。

⑱申告済概算保険料額 ⑲申告済延納額 ⑳延納の申請 納付回数 1

㉑延納の申請 納付回数 1

㉒法人番号 6 0 0 0 0 2 1 2 0 7 0 0 1

㉓事業又は作業の種類 設備工事業

㉔事業又は作業の種類 設備工事業

㉕事業又は作業の種類 設備工事業

㉖事業又は作業の種類 設備工事業

㉗事業又は作業の種類 設備工事業

㉘事業又は作業の種類 設備工事業

㉙事業又は作業の種類 設備工事業

㉚事業又は作業の種類 設備工事業

㉛事業又は作業の種類 設備工事業

㉜事業又は作業の種類 設備工事業

㉝事業又は作業の種類 設備工事業

㉞事業又は作業の種類 設備工事業

㉟事業又は作業の種類 設備工事業

㊱事業又は作業の種類 設備工事業

㊲事業又は作業の種類 設備工事業

㊳事業又は作業の種類 設備工事業

㊴事業又は作業の種類 設備工事業

㊵事業又は作業の種類 設備工事業

㊶事業又は作業の種類 設備工事業

㊷事業又は作業の種類 設備工事業

㊸事業又は作業の種類 設備工事業

㊹事業又は作業の種類 設備工事業

㊺事業又は作業の種類 設備工事業

㊻事業又は作業の種類 設備工事業

㊼事業又は作業の種類 設備工事業

㊽事業又は作業の種類 設備工事業

㊾事業又は作業の種類 設備工事業

㊿事業又は作業の種類 設備工事業

④「保険関係成立年月日」

・「労働保険関係成立届」の⑥欄の日を記入してください。

⑤「事業又は作業の種類」

・事業内容や作業の種類を具体的に記入してください。

雇用保険適用事業所設置届の記入例

雇用保険適用事業所設置届

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載)

※ 事業所番号

帳票種別

1. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

下記のとおり届けます。

飯田橋公共職業安定所長 殿

令和 6 年 4 月 5 日

2. 事業所の名称 (カタカナ)

カフヰシキカヰイシャ コヨウホケン イケフヰクロシテン

事業所の名称 (続き (カタカナ))

3. 事業所の名称 (漢字)

株式会社 雇用保険 池袋支店

事業所の名称 (続き (漢字))

4. 郵便番号

171-0000

5. 事業所の所在地 (漢字) ※市・区・郡及び町村名

豊島区東池袋

事業所の所在地 (漢字) ※丁目・番地

〇一△一×〇

事業所の所在地 (漢字) ※ビル、マンション名等

6. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

03-0000-0000-0000

市外局番

市内局番

番号

7. 設置年月日

5-060401 (3 昭和 4 平成) (5 令和)

8. 労働保険番号

491000012345000

※
公共職業安定所
記載欄

9. 設置区分
(1 当然)
(2 任意)

10. 事業所区分
(1 個別)
(2 委託)

11. 産業分類

12. 台帳保存区分
(1 日雇労働者のみの事業所)
(2 船舶所有者)

1 「法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)」

・法人番号 (国税庁から通知される 13 桁の番号) を記入してください。

2 「事業所の名称 (カタカナ)」

・数字は使用せず、カタカナと「-」記号のみで記入してください。

・記入欄に余裕がある場合は、読みやすいよう適宜区分して記入してください。

・個人の場合は屋号のほか事業主の氏名を記入してください。

例 テキョウ ショウテン
センイン クニヒロ

3 「事業所の名称 (漢字)」

・漢字、カタカナ、ひらがな及び英数字により明瞭に記入してください。

5 「事業所の所在地 (漢字)」 1 行目

・都道府県名は記入せず、特別区名、市名又は郡名とそれに続く町村名を左詰めで記入してください。

「事業所の所在地 (漢字)」 2 行目

・丁目及び番地のみを左詰めで記入してください。

また、所在地にビル名又はマンション名等が入る場合は 3 行目に左詰めで記入してください。

7 「設置年月日」

・雇用保険の適用事業になった年月日を記入してください。(労働保険関係成立届の⑥欄「成立年月日 (雇用)」と同じ。)

8 「労働保険番号」

・労働保険関係成立届を労働基準監督署へ提出する事業所は、事業主控えに記載された労働保険番号を記入してください。

事業主	13. 住所 (フリガナ) (法人のときは支店名) (事業所の所在地)	トウキョウトチヨダクカスミガセキ 東京都千代田区霞が関〇ー△ー△		17. 常時使用労働者数	一 般	
	13. 名称 (フリガナ)	カブシキガイシャ コヨウホケン 株式会社 雇用保険		18. 雇用保険被保険者数	日 雇	0 人
	13. 氏名 (フリガナ) (法人のときは代表者の氏名)	ダイヒョウトリシマリヤク コヨウ タロウ 代表取締役 雇用 太郎		19. 賃金支払関係	賃金締切日	15 日
	14. 事業の概要 (事業の場合は業種の 細分類を記入すること)	保険業		賃金支払日	当 翌月 25 日	
15. 事業の 開始年月日	令和 6 年 4 月 1 日	※事業の 16. 廃止年月日	令和 年 月 日	20. 雇用保険担当課名	総務課 総務係	
21. 社会保険加入状況			健康保険 厚生年金保険 労災保険	〇		
備考	※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者					

(この届出は、事業所を設置した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

2021. 9

※ 裏面も忘れずに記入してください

22. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

委託開始 令和 年 月 日

委託解除 令和 年 月 日

社会保険 労務士 記載欄	氏名	電話番号
--------------------	----	------

2 事業所の所在地、名称、および事業主の住所、名称、氏名、事業の種類に変更があったとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類……………**「労働保険名称、所在地等変更届」**
- ・ 提出期日……………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワークへ、労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署へ提出してください。
- ・ 持参するもの・添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- ・ 提出書類……………**「雇用保険事業主事業所各種変更届」**
- ・ 提出期日……………変更のあった日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの…原則、添付書類は不要ですが、内容確認のため、以下の書類の添付を求めることがあります。

(登記事項証明書 (法人事業所の場合、雇用保険事業主事業所各種変更届に法人番号が記載されている場合は省略可能)、事業許可証、他の行政機関への提出済書類 (控) 等、変更の事実が確認できる書類)

※ 法人の場合、**法人の代表者の変更のみの時は届出の必要はありません。**

事業所の所在地が変更となった場合は、以下にご注意ください！

① 一元適用事業

移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出した後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ、その控を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

② 二元適用事業

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

労働保険名称、所在地等変更届の記入例

様式第2号（第5条関係）

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり雇事業項に変更があったので届けます。

令和6年 4月 1日

労働基準監督署長 殿
公共職業安定所長

種 別
3 1 6 0 4

※修正項目番号 修正項目番号 労働保険番号 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号
1 3 1 0 3 2 9 6 8 7 2 - 0 0 0

郵便番号 110-△△△△ 住所 市・区・郡名 タイトウク

⑩ 住所（つづき）町村名 イケノハタ

住所（つづき）丁目・番地 2-X-X

住所（つづき）ビル・マンション名等

住所 市・区・郡名 台東区

住所（つづき）町村名 池之端

住所（つづき）丁目・番地 2-X-X

住所（つづき）ビル・マンション名等

名称・氏名

名称・氏名（つづき）

名称・氏名（つづき）

電話番号 03-8261-XXXX

名称・氏名

名称・氏名（つづき）

名称・氏名（つづき）

「変更後の事業所」
・変更事項のみ記入してください。
・<カナ>には、カタカナと「-」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

⑦「事業の種類」
・事業内容が変更になった場合、保険率が変更されることがあるので具体的に記入してください。

① 住所又は所在地 台東区東上野 3-X-X

氏名又は称

② 事業主 郵便番号 110-XXXX 所在地 台東区東上野 3-X-X 電話番号 03-3828-XXXX

③ 事業の種類

④ 事業予定期間 年 月 日 から 年 月 日まで

⑤ 住所又は所在地 台東区池之端 2-X-X

氏名又は称

⑥ 事業主 郵便番号 110-△△△△ 所在地 台東区池之端 2-X-X 電話番号 03-8261-XXXX

⑦ 事業の種類

⑧ 変更理由 所在地移転のため

⑪ 事業終了予定年月日（元号：令和は9）
元号 - 年 - 月 - 日

⑫ 変更年月日（元号：令和は9）
元号 - 年 - 月 - 日

※変更後の労働保険番号
府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑬ 変更後の元請労働保険番号
府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑭ 変更後の事業所番号
- -

⑮ 保険関係区分 ⑯ 府県区分 ⑰ 管 轄 (2)

⑱ 業 種 ⑲ 産業分類 ⑳ 特種コード ㉑ 片保険理由コード

㉒ データ指示コード ㉓ 再入力区分

※修正項目（英数・カナ）

※修正項目（漢字）

※法人番号

事業主

住所 台東区池之端 2-X-X

株式会社〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇〇〇
（法人のときはその名称及び代表者の氏名）

(5.3)

雇用保険事業主事業所各種変更届の記入例

雇用保険事業主事業所各種変更届 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 事業所番号

情報種別 13003

※1. 変更区分

2. 変更年月日 5-061101 (4 平成 5 令和)

3. 事業所番号 4900-123456-7

4. 設置年月日 5-021001 (3 令和 4 平成)

●下記の5～11欄については、変更がある事項のみ記載してください。

2「変更年月日」3「事業所番号」4「設置年月日」
・「0」も省略せず、枠すべてに記入してください。

「変更後の事業所」

- ・変更事項のみ記入してください。
- ・<カナ>には、カタカナと「-」のみを使用し、英字はカタカナに置き換えて読みやすいよう適宜区分して記入してください。
- ・<漢字>には漢字・ひらがな・カタカナの他、英字にて正しく記入してください。

5. 法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)

6. 事業所の所在地 (漢字) 東京都新宿区西新宿

7. 事業所の名称 (フリガナ) カブシキガイシャ コヨウホケン シンジュクシヤ

8. 郵便番号 162-0801

9. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

10. 事業所の電話番号 (項目ごとにそれぞれ左詰めで記入してください。)

11. 労働保険番号

12. 設置区分 1 (当然)

13. 事業所区分 1 (個別)

14. 産業分類 11

15. 変更後の事業所の概要

16. 変更の理由 事業所所在地の移転及び事務所名称の変更

17. 変更の理由

18. 備考

5「法人番号 (個人事業の場合は記入不要です。)」
・法人番号 (国税庁から通知される13桁の番号) を記入してください。

6および7「事業所の名称」、8「郵便番号」、9「事業所の所在地」、10「事業所の電話番号」
・変更事項のみを記入してください。
ただし、事業所の所在地が変更になった場合は、変更となった所在地全てを記入してください。

11「労働保険番号」
・所在地移転・事業内容の変更等により労働保険番号が変更になったとき記入してください。
ただし、他のハローワークの管内から移転した場合は、変更がなくても記入してください。

16「変更後の事業の概要」
・事業内容が変更になった場合は、変更後の事業内容を具体的に記入してください。

※ 裏面も忘れずに記入してください

27. 最寄りの駅又はバス停から事業所への道順

労働保険事務組合記載欄

所在地

名称

代表者氏名

委託開始 年 月 日

委託解除 令和 年 月 日

上記のとおり届出事項に変更があったので届けます。

公共職業安定所長 殿

住所 東京都千代田区霞が関〇-△-△
事業主 株式会社 雇用保険
氏名 代表取締役 雇用 太郎

社会保険 労務士 記載欄	代表者氏名	代表者氏名	氏名	電話番号

3 事業を廃止・休止したとき、または雇用する労働者がいなくなったとき

(1) 労働保険関係

- ・ 提出書類……………**「労働保険確定保険料申告書（納付書）」**
- ・ 提出期日……………事業を廃止した日の翌日から起算して 50 日以内
- ・ 提出先……………次の①または②のとおり
 - ① 一元適用事業は、黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を、労働局、労働基準監督署又は金融機関へ申告、納付してください。
 - ② 二元適用事業は、雇用保険はふじ色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局又は金融機関へ、労災保険は黒色と赤色で印刷された申告書（納付書）を労働局、労働基準監督署又は金融機関へ、それぞれ申告、納付してください。
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

(2) 雇用保険関係

- ・ 提出書類……………**「雇用保険適用事業所廃止届」**
- ・ 提出期日……………廃止した日の翌日から起算して 10 日以内
- ・ 提出先……………事業所の所在地を管轄するハローワークへ提出してください。
- ・ 持参するもの………登記事項証明書（法人事業所の場合、雇用保険適用事業所廃止届に法人番号が記載されている場合は省略可能）、閉鎖謄本、労働者名簿、出勤簿など廃止の事実が確認できる書類
- ・ その他の手続き…雇用保険被保険者資格喪失届および雇用保険被保険者離職証明書を同時に作成し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合も、事業所廃止届をご提出ください！

- ① 事業は継続しているが、雇用する被保険者が「0 人」になり、被保険者になる労働者を雇用する見込みがないとき。
- ② 事業を休止し、再開する見込みがないとき。

労働保険確定保険料申告書の記入例

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算 確定保険料 申告書
石川県労働保険事務所 一般提出金

継続事業
（一括有期事業を含む。）

標準字体 0123456789
※3桁「記入に当たっての標準事業」を多く選んでから記入して下さい。
0123456789の記入は上記の「標準事業」でお進め下さい。

種別 32700 ※修正項目番号 項1 ※入力確定コード 項1

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
X X 1 0 1 0 1 2 5 6 7 - 8 9 1 項2

※各種区分
管轄(2) 保険区分 業種 産業分類
項3 項4 項5 項6

令和6年4月15日

あて先 〒

② 増加年月日（元号：令和は9） ③ 事業廃止等年月日（元号：令和は9） ※事業廃止等理由
元号 月 日 元号 月 日 項4 項5 項6 項7 項8 項9 項10

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード
項11 項12 項13 項14 項15 項16 項17 項18 項19 項20

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑧「保険料算定基礎額」

・年度当初（4月1日）から廃止等年月日までの期間に使用した労働者にかかる賃金総額（1,000円未満切り捨て）について記入してください。

算定期間 令和6年4月1日から 令和6年6月1日まで	
⑧ 保険料・一般提出金算定基礎額	⑨ 保険料・一般提出金率
(イ) 項11 千円	(イ) 1000分の 18.50
(ロ) 項12 千円	(ロ) 1000分の 3.00
(ホ) 項13 千円	(ホ) 1000分の 15.50
(ヘ) 項14 千円	(ヘ) 1000分の 0.02
⑩ 確定保険料・一般提出金額（⑧×⑨）	
(イ) 項15 円	(イ) 1009635
(ロ) 項16 円	(ロ) 170295
(ホ) 項17 円	(ホ) 839340
(ヘ) 項18 円	(ヘ) 1135

※石川労働保険事務所による労働保険料の徴収に際しては、労働保険料は延納できません。

算定期間 年 月 日から 年 月 日まで	
⑪ 保険料算定基礎額の見込額	⑫ 保険料率
(イ) 項19 千円	(イ) 1000分の
(ロ) 項20 千円	(ロ)
(ホ) 項21 千円	(ホ)
⑬ 概算・増加概算保険料額（⑪×⑫）	
(イ) 項22 円	(イ)
(ロ) 項23 円	(ロ)
(ホ) 項24 円	(ホ)

⑭ 事業主の郵便番号（変更のある場合記入） ⑮ 事業主の電話番号（変更のある場合記入）
項25 項26 項27 項28 項29 項30 項31 項32 項33 項34 項35 項36 項37 項38 項39 項40 項41 項42 項43 項44 項45 項46 項47 項48 項49 項50 項51 項52 項53 項54 項55 項56 項57 項58 項59 項60 項61 項62 項63 項64 項65 項66 項67 項68 項69 項70 項71 項72 項73 項74 項75 項76 項77 項78 項79 項80 項81 項82 項83 項84 項85 項86 項87 項88 項89 項90 項91 項92 項93 項94 項95 項96 項97 項98 項99 項100 項101 項102 項103 項104 項105 項106 項107 項108 項109 項110 項111 項112 項113 項114 項115 項116 項117 項118 項119 項120 項121 項122 項123 項124 項125 項126 項127 項128 項129 項130 項131 項132 項133 項134 項135 項136 項137 項138 項139 項140 項141 項142 項143 項144 項145 項146 項147 項148 項149 項150 項151 項152 項153 項154 項155 項156 項157 項158 項159 項160 項161 項162 項163 項164 項165 項166 項167 項168 項169 項170 項171 項172 項173 項174 項175 項176 項177 項178 項179 項180 項181 項182 項183 項184 項185 項186 項187 項188 項189 項190 項191 項192 項193 項194 項195 項196 項197 項198 項199 項200 項201 項202 項203 項204 項205 項206 項207 項208 項209 項210 項211 項212 項213 項214 項215 項216 項217 項218 項219 項220 項221 項222 項223 項224 項225 項226 項227 項228 項229 項230 項231 項232 項233 項234 項235 項236 項237 項238 項239 項240 項241 項242 項243 項244 項245 項246 項247 項248 項249 項250 項251 項252 項253 項254 項255 項256 項257 項258 項259 項260 項261 項262 項263 項264 項265 項266 項267 項268 項269 項270 項271 項272 項273 項274 項275 項276 項277 項278 項279 項280 項281 項282 項283 項284 項285 項286 項287 項288 項289 項290 項291 項292 項293 項294 項295 項296 項297 項298 項299 項300 項301 項302 項303 項304 項305 項306 項307 項308 項309 項310 項311 項312 項313 項314 項315 項316 項317 項318 項319 項320 項321 項322 項323 項324 項325 項326 項327 項328 項329 項330 項331 項332 項333 項334 項335 項336 項337 項338 項339 項340 項341 項342 項343 項344 項345 項346 項347 項348 項349 項350 項351 項352 項353 項354 項355 項356 項357 項358 項359 項360 項361 項362 項363 項364 項365 項366 項367 項368 項369 項370 項371 項372 項373 項374 項375 項376 項377 項378 項379 項380 項381 項382 項383 項384 項385 項386 項387 項388 項389 項390 項391 項392 項393 項394 項395 項396 項397 項398 項399 項400 項401 項402 項403 項404 項405 項406 項407 項408 項409 項410 項411 項412 項413 項414 項415 項416 項417 項418 項419 項420 項421 項422 項423 項424 項425 項426 項427 項428 項429 項430 項431 項432 項433 項434 項435 項436 項437 項438 項439 項440 項441 項442 項443 項444 項445 項446 項447 項448 項449 項450 項451 項452 項453 項454 項455 項456 項457 項458 項459 項460 項461 項462 項463 項464 項465 項466 項467 項468 項469 項470 項471 項472 項473 項474 項475 項476 項477 項478 項479 項480 項481 項482 項483 項484 項485 項486 項487 項488 項489 項490 項491 項492 項493 項494 項495 項496 項497 項498 項499 項500 項501 項502 項503 項504 項505 項506 項507 項508 項509 項510 項511 項512 項513 項514 項515 項516 項517 項518 項519 項520 項521 項522 項523 項524 項525 項526 項527 項528 項529 項530 項531 項532 項533 項534 項535 項536 項537 項538 項539 項540 項541 項542 項543 項544 項545 項546 項547 項548 項549 項550 項551 項552 項553 項554 項555 項556 項557 項558 項559 項560 項561 項562 項563 項564 項565 項566 項567 項568 項569 項570 項571 項572 項573 項574 項575 項576 項577 項578 項579 項580 項581 項582 項583 項584 項585 項586 項587 項588 項589 項590 項591 項592 項593 項594 項595 項596 項597 項598 項599 項600 項601 項602 項603 項604 項605 項606 項607 項608 項609 項610 項611 項612 項613 項614 項615 項616 項617 項618 項619 項620 項621 項622 項623 項624 項625 項626 項627 項628 項629 項630 項631 項632 項633 項634 項635 項636 項637 項638 項639 項640 項641 項642 項643 項644 項645 項646 項647 項648 項649 項650 項651 項652 項653 項654 項655 項656 項657 項658 項659 項660 項661 項662 項663 項664 項665 項666 項667 項668 項669 項670 項671 項672 項673 項674 項675 項676 項677 項678 項679 項680 項681 項682 項683 項684 項685 項686 項687 項688 項689 項690 項691 項692 項693 項694 項695 項696 項697 項698 項699 項700 項701 項702 項703 項704 項705 項706 項707 項708 項709 項710 項711 項712 項713 項714 項715 項716 項717 項718 項719 項720 項721 項722 項723 項724 項725 項726 項727 項728 項729 項730 項731 項732 項733 項734 項735 項736 項737 項738 項739 項740 項741 項742 項743 項744 項745 項746 項747 項748 項749 項750 項751 項752 項753 項754 項755 項756 項757 項758 項759 項760 項761 項762 項763 項764 項765 項766 項767 項768 項769 項770 項771 項772 項773 項774 項775 項776 項777 項778 項779 項780 項781 項782 項783 項784 項785 項786 項787 項788 項789 項790 項791 項792 項793 項794 項795 項796 項797 項798 項799 項800 項801 項802 項803 項804 項805 項806 項807 項808 項809 項810 項811 項812 項813 項814 項815 項816 項817 項818 項819 項820 項821 項822 項823 項824 項825 項826 項827 項828 項829 項830 項831 項832 項833 項834 項835 項836 項837 項838 項839 項840 項841 項842 項843 項844 項845 項846 項847 項848 項849 項850 項851 項852 項853 項854 項855 項856 項857 項858 項859 項860 項861 項862 項863 項864 項865 項866 項867 項868 項869 項870 項871 項872 項873 項874 項875 項876 項877 項878 項879 項880 項881 項882 項883 項884 項885 項886 項887 項888 項889 項890 項891 項892 項893 項894 項895 項896 項897 項898 項899 項900 項901 項902 項903 項904 項905 項906 項907 項908 項909 項910 項911 項912 項913 項914 項915 項916 項917 項918 項919 項920 項921 項922 項923 項924 項925 項926 項927 項928 項929 項930 項931 項932 項933 項934 項935 項936 項937 項938 項939 項940 項941 項942 項943 項944 項945 項946 項947 項948 項949 項950 項951 項952 項953 項954 項955 項956 項957 項958 項959 項960 項961 項962 項963 項964 項965 項966 項967 項968 項969 項970 項971 項972 項973 項974 項975 項976 項977 項978 項979 項980 項981 項982 項983 項984 項985 項986 項987 項988 項989 項990 項991 項992 項993 項994 項995 項996 項997 項998 項999 項1000 項1001 項1002 項1003 項1004 項1005 項1006 項1007 項1008 項1009 項1010 項1011 項1012 項1013 項1014 項1015 項1016 項1017 項1018 項1019 項1020 項1021 項1022 項1023 項1024 項1025 項1026 項1027 項1028 項1029 項1030 項1031 項1032 項1033 項1034 項1035 項1036 項1037 項1038 項1039 項1040 項1041 項1042 項1043 項1044 項1045 項1046 項1047 項1048 項1049 項1050 項1051 項1052 項1053 項1054 項1055 項1056 項1057 項1058 項1059 項1060 項1061 項1062 項1063 項1064 項1065 項1066 項1067 項1068 項1069 項1070 項1071 項1072 項1073 項1074 項1075 項1076 項1077 項1078 項1079 項1080 項1081 項1082 項1083 項1084 項1085 項1086 項1087 項1088 項1089 項1090 項1091 項1092 項1093 項1094 項1095 項1096 項1097 項1098 項1099 項1100 項1101 項1102 項1103 項1104 項1105 項1106 項1107 項1108 項1109 項1110 項1111 項1112 項1113 項1114 項1115 項1116 項1117 項1118 項1119 項1120 項1121 項1122 項1123 項1124 項1125 項1126 項1127 項1128 項1129 項1130 項1131 項1132 項1133 項1134 項1135 項1136 項1137 項1138 項1139 項1140 項1141 項1142 項1143 項1144 項1145 項1146 項1147 項1148 項1149 項1150 項1151 項1152 項1153 項1154 項1155 項1156 項1157 項1158 項1159 項1160 項1161 項1162 項1163 項1164 項1165 項1166 項1167 項1168 項1169 項1170 項1171 項1172 項1173 項1174 項1175 項1176 項1177 項1178 項1179 項1180 項1181 項1182 項1183 項1184 項1185 項1186 項1187 項1188 項1189 項1190 項1191 項1192 項1193 項1194 項1195 項1196 項1197 項1198 項1199 項1200 項1201 項1202 項1203 項1204 項1205 項1206 項1207 項1208 項1209 項1210 項1211 項1212 項1213 項1214 項1215 項1216 項1217 項1218 項1219 項1220 項1221 項1222 項1223 項1224 項1225 項1226 項1227 項1228 項1229 項1230 項1231 項1232 項1233 項1234 項1235 項1236 項1237 項1238 項1239 項1240 項1241 項1242 項1243 項1244 項1245 項1246 項1247 項1248 項1249 項1250 項1251 項1252 項1253 項1254 項1255 項1256 項1257 項1258 項1259 項1260 項1261 項1262 項1263 項1264 項1265 項1266 項1267 項1268 項1269 項1270 項1271 項1272 項1273 項1274 項1275 項1276 項1277 項1278 項1279 項1280 項1281 項1282 項1283 項1284 項1285 項1286 項1287 項1288 項1289 項1290 項1291 項1292 項1293 項1294 項1295 項1296 項1297 項1298 項1299 項1300 項1301 項1302 項1303 項1304 項1305 項1306 項1307 項1308 項1309 項1310 項1311 項1312 項1313 項1314 項1315 項1316 項1317 項1318 項1319 項1320 項1321 項1322 項1323 項1324 項1325 項1326 項1327 項1328 項1329 項1330 項1331 項1332 項1333 項1334 項1335 項1336 項1337 項1338 項1339 項1340 項1341 項1342 項1343 項1344 項1345 項1346 項1347 項1348 項1349 項1350 項1351 項1352 項1353 項1354 項1355 項1356 項1357 項1358 項1359 項1360 項1361 項1362 項1363 項1364 項1365 項1366 項1367 項1368 項1369 項1370 項1371 項1372 項1373 項1374 項1375 項1376 項1377 項1378 項1379 項1380 項1381 項1382 項1383 項1384 項1385 項1386 項1387 項1388 項1389 項1390 項1391 項1392 項1393 項1394 項1395 項1396 項1397 項1398 項1399 項1400 項1401 項1402 項1403 項1404 項1405 項1406 項1407 項1408 項1409 項1410 項1411 項1412 項1413 項1414 項1415 項1416 項1417 項1418 項1419 項1420 項1421 項1422 項1423 項1424 項1425 項1426 項1427 項1428 項1429 項1430 項1431 項1432 項1433 項1434 項1435 項1436 項1437 項1438 項1439 項1440 項1441 項1442 項1443 項1444 項1445 項1446 項1447 項1448 項1449 項1450 項1451 項1452 項1453 項1454 項1455 項1456 項1457 項1458 項1459 項1460 項1461 項1462 項1463 項1464 項1465 項1466 項1467 項1468 項1469 項1470 項1471 項1472 項1473 項1474 項1475 項1476 項1477 項1478 項1479 項1480 項1481 項1482 項1483 項1484 項1485 項1486 項1487 項1488 項1489 項1490 項1491 項1492 項1493 項1494 項1495 項1496 項1497 項1498 項1499 項1500 項1501 項1502 項1503 項1504 項1505 項1506 項1507 項1508 項1509 項1510 項1511 項1512 項1513 項1514 項1515 項1516 項1517 項1518 項1519 項1520 項1521 項1522 項1523 項1524 項1525 項1526 項1527 項1528 項1529 項1530 項1531 項1532 項1533 項1534 項1535 項1536 項1537 項1538 項1539 項1540 項1541 項1542 項1543 項1544 項1545 項1546 項1547 項1548 項1549 項1550 項1551 項1552 項1553 項1554 項1555 項1556 項1557 項1558 項1559 項1560 項1561 項1562 項1563 項1564 項1565 項1566 項1567 項1568 項1569 項1570 項1571 項1572 項1573 項1574 項1575 項1576 項1577 項1578 項1579 項1580 項1581 項1582 項1583 項1584 項1585 項1586 項1587 項1588 項1589 項1590 項1591 項1592 項1593 項1594 項1595 項1596 項1597 項1598 項1599 項1600 項1601 項1602 項1603 項1604 項1605 項1606 項1607 項1608 項1609 項1610 項1611 項1612 項1613 項1614 項1615 項1616 項1617 項1618 項1619 項1620 項1621 項1622 項1623 項1624 項1625 項1626 項1627 項1628 項1629 項1630 項1631 項1632 項1633 項1634 項1635 項1636 項1637 項1638 項1639 項1640 項1641 項1642 項1643 項1644 項1645 項1646 項1647 項1648 項1649 項1650 項1651 項1652 項1653 項1654 項1655 項1656 項1657 項1658 項1659 項1660 項1661 項1662 項1663 項1664 項1665 項1666 項1667 項1668 項1669 項1670 項1671 項1672 項1673 項1674 項1675 項1676 項1677 項1678 項1679 項1680 項1681 項1682 項1683 項1684 項1685 項1686 項1687 項1688 項1689 項1690 項1691 項1692 項1693 項1694 項1695 項1696 項1697 項1698 項1699 項1700 項1701 項1702 項1703 項1704 項1705 項1706 項1707 項1708 項1709 項1710 項1711 項1712 項1713 項1714 項1715 項1716 項1717 項1718 項1719 項1720 項1721 項1722 項1723 項1724 項1725 項1726 項1727 項1728 項1729 項1730 項1731 項1732 項1733 項1734 項1735 項1736 項1737 項1738 項1739 項1740 項1741 項1742 項1743 項1744 項1745 項1746 項1747 項1748 項1749 項1750 項1751 項1752 項1753 項1754 項1755 項1756 項1757 項1758 項1759 項1760 項1761 項1762 項1763 項1764 項1765 項1766 項1767 項1768 項1769 項1770 項1771 項1772 項1773 項1774 項1775 項1776 項1777 項1778 項1779 項1780 項1781 項1782 項1783 項1784 項1785 項1786 項1787 項1788 項1789 項1790 項1791 項1792 項1793 項1794 項1795 項1796 項1797 項1798 項1799 項1800 項1801 項1802 項1803 項1804 項1805 項1806 項1807 項1808 項1809 項1810 項1811 項1812 項1813 項1814 項1815 項1816 項1817 項1818 項1819 項1820 項1821 項1822 項1823 項1824 項1825 項1826 項1827 項1828 項1829 項1830 項1831 項1832 項1833 項1834 項1835 項1836 項1837 項1838 項1839 項1840 項1841 項1842 項1843 項1844 項1845 項1846 項1847 項1848 項1849 項1850 項1851 項1852 項1853 項1854 項1855 項1856 項1857 項1858 項1859 項1860 項1861 項1862 項1863 項1864 項1865 項1866 項1867 項1868 項1869 項1870 項1871 項1872 項1873 項1874 項1875 項1876 項1877 項1878 項1879 項1880 項1881 項1882 項1883 項1884 項1885 項1886 項1887 項1888 項1889 項1890 項1891 項1892 項1893 項1894 項1895 項1896 項1897 項1898 項1899 項1900 項1901 項1902 項1903 項1904 項1905 項1906 項1907 項1908 項1909 項1910 項1911 項1912 項1913 項1914 項1915 項1916 項1917 項1918 項1919 項1920 項1921 項1922 項1923 項1924 項1925 項1926 項1927 項1928 項1929 項1930 項1931 項1932 項1933 項1934 項1935 項1936 項1937 項1938 項1939 項1940 項1941 項1942 項1943 項1944 項1945 項1946 項1947 項194

雇用保険適用事業所廃止届の記入例

雇用保険適用事業所廃止届

標準
字体

(必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

帳票種別

14002

1. 法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）

9999999999999999

※2. 本日の資格

00

1「法人番号（個人事業の場合は記入不要です。）」
・法人番号（国税庁から通知される13桁の番号）を記入してください。

3. 事業所番号

4900-345678-9

4. 設置年月日

4-251001 (3 昭和 4 平成 5 令和)

5. 廃止年月日

5-070331 (4 平成 5 令和)

6. 廃止区分

1

7. 統合先事業所の事業所番号

0000-00000000-00

8. 統合先事業所の設置年月日

0-000000 (3 昭和 4 平成 5 令和)

9. 事業所	(フリガナ)	トウキョウトハチオウジシコヤスマチ			
	所在地	東京都八王子市子安町〇-△-〇			
	(フリガナ)	カブシキガイシャ コヨウホケン ハチオウジシテン			
	名称	株式会社 雇用保険 八王子支店			
10. 労働保険番号	府 県	所 管	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
	4 9 1	0 0 3	4 5 6 7 8	0 0 0	
11. 廃止理由	事業所の廃止				

上記のとおり届けます。

令和 7 年 4 月 4 日

住 所 東京都千代田区霞が関〇-△-△

名 称 株式会社 雇用保険

氏 名 代表取締役 雇用 太郎

電 話 番 号 03 -0000 -0000

八王子公共職業安定所長 殿

事業主

※ 公共職業安定所記載欄	届書提出後、事業主が住所を変更する場合又は事業主に承継者等のある場合は、その者の住所・氏名	(フリガナ)										
		名 称										
		(フリガナ)										
		住 所										
		(フリガナ)										
		代表者氏名										
		電 話 番 号					郵便番号			-		
備 考		※	所 長	次 長	課 長	係 長	係	操作者				

労働保険事務組合記載欄

所在地

名 称

代表者氏名

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行番・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

(この届出は、事業所を廃止した日の翌日から起算して10日以内に提出してください。)

2021. 9

4 労働保険料の申告・納付に関係する事務をまとめて処理したいとき

労働保険では、1つの会社でも支店や営業所など個々に申告・納付を行っているところがありますが、一定の要件を満たす継続事業の場合には、これら個々の労働保険料の申告納付事務を指定した1つの事業所（指定事業）にまとめて処理することができます。

- ・ 提出書類……………**「労働保険継続事業一括申請書」（3枚1組）**
- ・ 提出期日……………申請をしようとする都度すみやかに
- ・ 提出先……………指定を受けることを希望する事業所（本店等）の所在地を管轄する労働基準監督署（一元適用事業）またはハローワーク（二元適用事業）
- ・ 持参するもの…添付書類については各提出先にご確認ください。

※ 注意 継続事業の一括の取扱いが認められた場合でも、雇用保険の被保険者等の届出手続をする事業所の単位は変更されません。

継続事業の一括認可基準

- ① 指定を受けることを希望する事業（指定事業）と指定事業に一括される事業（被一括事業）との事業主が同一であること。
- ② それぞれの事業が継続事業であること。
- ③ それぞれの事業が下記のいずれか1つのみに該当すること。
 - イ 二元適用事業であって、労災保険に係る保険関係が成立している事業
 - ロ 二元適用事業であって、雇用保険に係る保険関係が成立している事業
 - ハ 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険に係る保険関係が成立している事業
- ④ それぞれの事業が「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。なお、上記③ロについても、「事業の種類」が同じであること。

労働保険継続事業一括申請書の記入例

式第5号(第10条関係)

労働保険 継続事業一括認可・追加・取消申請書

提出用

他 別 修正項目番号 ① 下記のとおり継続事業の一括に承認 ② 認可の取消 ③ 認可の追加 ④ 認可の申請をします。

3 1 6 4 0

指定を受けることを希望する事業又は既に指定を受けている事業

⑤ 労働保険番号 4 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 - 0 0 0 ⑥ 申請年月日(元号:令和は9) 9 - 0 6 - 0 x - 2 6

⑦ 所在地 福岡市中央区大名 2-X-22 郵便番号 810-00x1 ⑧ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑨ 事業の種類 (労災保険率表による) 初任給支給

⑩ 名称 株式会社安定所 電話番号 092-912-6508

申請書の指定事業に一括され又は一括を取消される事業

1 ⑪ 労働保険番号 4 0 1 0 9 9 9 9 9 9 9 - 9 9 9 ⑫ 承認コード ⑬ 管轄(2) ⑭ 整理番号

⑮ 所在地 田川市弓削田 18x-1 郵便番号 826-8609 ⑯ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑰ 事業の種類 (労災保険率表による) 初任給支給

名称 株式会社安定所 田川支店 電話番号 099-xx-8609

2 ⑪ 労働保険番号 ⑫ 承認コード ⑬ 管轄(2) ⑭ 整理番号

⑮ 所在地 郵便番号 ⑯ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑰ 事業の種類 (労災保険率表による)

名称 電話番号

3 ⑪ 労働保険番号 ⑫ 承認コード ⑬ 管轄(2) ⑭ 整理番号

⑮ 所在地 郵便番号 ⑯ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑰ 事業の種類 (労災保険率表による)

名称 電話番号

4 ⑪ 労働保険番号 ⑫ 承認コード ⑬ 管轄(2) ⑭ 整理番号

⑮ 所在地 郵便番号 ⑯ 保険関係成立区分 (イ) 労災・雇用 (ロ) 労災 (ハ) 雇用 ⑰ 事業の種類 (労災保険率表による)

名称 電話番号

承認・取消年月日(元号:令和は9) 元号 - 年 - 月 - 日 承認コード ⑱ 承認・取消コード

修正項目 ⑲ 新規申請 ⑳ 追加の申請 ㉑ 認可の取消

福岡 労働局長 殿

事業主

住所 福岡市中央区大名 2-X-22

株式会社安定所

氏名 代表取締役 雇用大府

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(3/3)

5 事業主が行うべき事務を工場長、支店長等に代理させるとき、またはその代理人を解任したとき

- 提出書類………「**雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届**」
 - ① 一元適用事業は緑色で印刷された書類を使用します。
 - ② 二元適用事業は茶色で印刷された書類を使用します。
 - ③ 届出書類は5枚1組です。
 - ④ この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届と一括して記載できるようになっているので、届出書類を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消してください。
- 提出期日………代理人の選任又は解任のあった都度速やかに
- 提出先………雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄するハローワーク
 労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届は、一元適用事業または二元適用事業の労災保険は事業所の所在地を管轄する労働基準監督署、二元適用事業の雇用保険は事業所の所在地を管轄するハローワーク
 労働者災害補償保険代理人選任・解任届は、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署

雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届の記入例

雇用保険被保険者関係届出事務等 代理人選任・解任届 (正)														
① 労働保険番号	府県番号	管轄区分	基準番号	枝番号	② 雇用保険事業所番号									
501	12	34	56	78	000	4900	1	2	3	4	5	6	7	
事項	区分	選任代理人				解任代理人								
③ 職名		支店長				支店長								
④ 氏名		労働 小次郎				適用 優子								
⑤ 生年月日		昭和58年 6月 20日				昭和52年 10月 25日								
⑥ 代理事項		雇用保険被保険者関係に関する事務一切				雇用保険被保険者関係に関する事務一切								
⑦ 選任又は解任の年月日		令和6年 10月 21日				令和6年 10月 20日								
⑧ 選任又は解任に係る事業場	所在地	立川市緑町〇一△												
	名称	株式会社 雇用保険 立川支店												
雇用保険法施行規則第145条の規定により上記のとおり届けます。														
令和6年 10月 21日														
立川 公共職業安定所 長 殿														
住所 東京都千代田区麹町〇一△一△														
事業主 株式会社 雇用保険 代表取締役														
氏名 雇用太郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)														
社労士 後記 添付 書類	作成年月日・届出代行を 事務代理者の表示	氏名	電話番号											

【注 意】

- 1 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 2 ⑤欄には、事業主の行うべき労働保険に関する事務の全部について処理される場合には、その旨を、事業主の行うべき事務の一部について処理される場合には、その範囲を具体的に記載すること。
- 3 選任代理人の職名、氏名、代理事項に変更があったときは、その旨を届け出ること。
- 4 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。
- 5 この様式は、労働保険・一般拠出金代理人選任・解任届、労働者災害補償保険代理人選任・解任届及び雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届を一括して記載できるようになっているので、届書を作成する必要のない届名は、横線を引き抹消すること。

6 施設が適用事業所にあたらないとき

雇用保険に関する事務処理は、原則は事業所ごとに行うこととなっていますが、労働者が役務を提供する場所又は施設（支店、営業所、出張所等）が、次の要件にすべて該当し、独立した事業所と認められないときは、下記の書類を提出して承認を受ければ、直近上位の主たる事業所（本社、支社等）で、一括して雇用保険関係被保険者に関する一切の手続を行うことができます。

- 提出書類……「雇用保険事業所非該当承認申請書」（4枚1組）
「事業所非該当承認申請調査書」

- 提出期日……申請しようとする都度速やかに
- 提出先……非該当承認対象施設の所在地を管轄するハローワーク

※ 原則として、継続事業の一括の認可を受けている事業所については、事業所非該当の対象にはなりません。

事業所非該当承認基準

- 人事、経理、経営（又は業務）上の指揮監督、賃金の計算、支払等に独立性がないこと。
- 健康保険、労災保険等他の社会保険についても主たる事業所で一括処理されていること。
- 労働者名簿、賃金台帳等が主たる事業所に備え付けられていること。

雇用保険事業所非該当承認申請書の記入例

雇用保険 事業所非該当承認申請書（安定所用）

1. 事業所非該当承認対象施設

① 名称	株式会社 雇用 土浦支店	⑦ 労働保険料の徴収の取扱い	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則上の事業場とされているか 有 ☒ 無 ☐
② 所在地	〒000-0000 土浦市水戸町○△×○ 電話 (0000) 00-0000	⑧ 労働保険番号	府県 市町村 支店番号 基幹番号 枝番号 — — — — —
③ 施設の設置年月日	令和○年 4 月 1 日	⑨ 社会保険の取扱い	健康保険法及び厚生年金保険の事業所とされているか 有 ☒ 無 ☐
④ 事業の種類	保険業	⑩ 各種帳簿の備付状況	労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿 有 ☒ 無 ☐
⑤ 従業員数 (うち被保険者数 3)	3	⑪ 管轄公共職業安定所	土浦 公共職業安定所
⑥ 事業所番号	— — — — —	⑫ 雇用保険事務処理能力の有無	有 ☒ 無 ☐
⑬ 申請理由	当該施設は、営業社員のみであり、人事及び経理上の独立性がないため		

⑦⑨⑩⑫欄

・ 該当するものを○で囲んでください。

2. 事業所

⑭ 事業所番号	5 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7	⑮ 従業員数	30 (うち被保険者数 30)
⑮ 名称	株式会社 雇用 水戸支店	⑯ 適用年月日	平成○年 4 月 1 日
⑯ 所在地	〒000-0000 水戸市水戸町○△×○ 電話 (0000) 00-0000	⑰ 管轄公共職業安定所	水戸 公共職業安定所
⑱ 事業の種類	保険業	⑲ 備考	

⑮「従業員数」

・ ⑤欄の人数は含めないでください。

⑲「適用年月日」

・ 雇用保険の適用事業となった年月日を記入してください。

「2. 事業所」

・ 上記1の施設に係る事務を行う事業所について記入してください。

上記1の施設は、一の事業所として認められませんので承認されたく申請します。

令和 ○ 年 4 月 6 日

公共職業安定所長殿

事業主（又は代理人） 住 所 東京都千代田区麹町1-2-2

氏 名 株式会社 雇用 代表取締役 雇用 太郎

(注) 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記入する。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者の表示	氏 名	電 話 番 号

※公共職業安定所記載欄

上記申請について協議してよろしいか。	年 月 日	所 長	次 長	課 長	係 長	係
調査結果 ・ 場所的な独立性 有・無 ・ 経営上の独立性 有・無 ・ 施設としての持続性 有・無	事務処理能力 有・無 その他 []					
協議 先	主管課	安定所	協議年月日	年 月 日		
下記のとおり決定してよろしいか。	年 月 日	所 長	次 長	課 長	係 長	係
協議 結果	適 否					
承 認	不 承 認					
備 考		決 定 年 月 日	年 月 日	事業主通知年月日	年 月 日	主管課報告年月日
		関係公共職業安定所連絡年月日	年 月 日			

7 事業所関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 事業所設置届又は各種変更届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A 4 版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

なお、お渡しする書類に記載されている「労働保険番号」、「雇用保険適用事業所番号」とは以下のとおりです。

① 労働保険番号（14 桁）

労働保険番号は、適用事業ごとに定められる番号で、保険料の申告・納付など労働保険関係の届出書類の提出時に使用する 14 桁の番号です。

×× × ×× ×××××× ×××

（府県）（所掌）（管轄） （基幹番号） （枝番号）

② 雇用保険適用事業所番号

雇用保険適用事業所番号は、雇用保険の適用事業所ごとに定める番号で、適用事業所設置届を提出したときに付与されます。この番号は、以後事業主が行う雇用保険関係の届出書類の提出時に使用する 11 桁の番号です。

× × × × - × × × × × × - ×

（安定所番号） （安定所ごと一連番号）（チェックディジット）

雇用保険 適用事業所設置届 事業主控 事業主事業所各種変更届		
1. 法人番号 999999999999	2. 事業所番号 4900-123456-7	3. 管轄区分 1
4. 変更年月日		
5. 事業所の名称 株式会社 雇用保険 池袋支店		
6. 郵便番号 170-8409		
7. 事業所の所在地 豊島区東池袋3-5-13		
8. 事業所の電話番号 0339878609		
9. 設置年月日 R060606	10. 設置区分 1 [1 特設 2 従来]	
11. 事業所区分 1 [1 個別 2 委託]	12. 産業分類 67	
13. 労働保険番号 50112345678000		
14. 備 考		

2010. 2

(2) 事業所廃止届を提出したとき

ハローワークから、以下の様式（A 4 版）に印字したものをお渡ししますので、大切に保管しておいてください。

雇用保険適用事業所廃止届事業主控		
1. 法人番号	2. 事業所番号	3. 管轄区分
999999999999	XXXX-XXXXXX-X	1
4. 事業所の名称		
カブシカイシャ コヨホシノ ハチオウシデン		
株式会社 雇用保険 八王子支店		
5. 事業所の所在地		
八王子市子安町〇-△-〇		
6. 事業所の電話番号		
00-0000-0000		
7. 廃止年月日	8. 廃止区分	
R060731	1	
9. 統合先事業所の事業所番号	10. 統合先管轄区分	
11. 備 考		

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ & A

Q 事業を開始した時の手続は？

このたび、従業員1名を雇って食品を製造する会社を設立することになりましたので、新規加入の手続を教えてください。

A 労働者を1人でも雇えば、労働保険（雇用保険＋労災保険）が適用されますが、貴社の場合は一元適用事業に該当するため、はじめに、事業開始の日の翌日から起算して10日以内に「労働保険保険関係成立届」を、事業所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。

上記の手続を行っていただいた後、受理印の押された労働保険保険関係成立届事業主控及び確認書類等を添えて、「雇用保険適用事業所設置届」と「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出することとなります。

また、労働保険料の申告・納付も別途必要となりますのでご注意ください。

（「労働保険関係成立届」の手続を行った後、または同時に手続を行います。）

Q 事業所の名称・所在地を変更した時の手続は？

このたび、当社では社名を変更し、同時に住所も同じ県内の〇〇市から△△市へ移転することになりましたので、変更の手続を教えてください。

A 社名（事業所名）や事業所の所在地を変更したときは、変更のあった日の翌日から起算して10日以内に、「労働保険名称、所在地等変更届」を事業所の所在地を管轄する労働基準監督署又はハローワークに、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、事業所の所在地を管轄するハローワークに提出します（労働保険事務組合に手続を委託されている場合には、まず労働保険事務組合にご連絡ください。）。

具体的には、

○ 一元適用事業の場合……

はじめに移転後の所在地を管轄する労働基準監督署へ確認書類等を添えて「労働保険名称、所在地等変更届」を提出します。その後、移転後の所在地を管轄するハローワークへ確認書類等を添えて「雇用保険事業主事業所各種変更届」を提出してください。

○ 二元適用事業の場合……

雇用保険については、移転後の所在地を管轄するハローワークへ「労働保険名称、所在地等変更届」、「雇用保険事業主事業所各種変更届」を、労災保険については、移転後の住所地を管轄する労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」を提出してください。

詳細についてはP11をご参照ください。

○ 適用事業所についての諸手続に関するQ & A

Q 事業所の設置（廃止）日を誤って届け出た場合は？
先日提出した書類のうち、事業所の設置日を間違えて届け出てしまいました。
この場合の変更手続は可能なのでしょうか。

A 可能です。
訂正の方法については、手続を行ったハローワークへご相談ください。